

○東京藝術大学学長特命規則

〔平成17年12月21日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、本学の東京藝術大学学長特命（以下「学長特命」という。）の設置及び任務その他必要な事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本学に、学長の円滑な大学運営を補佐し、学長が指示する特定の事項（以下「特命事項」という。）について処理するため、学長特命を置くことができる。

(任務)

第3条 学長特命は、特命事項について処理し、その結果を学長に報告しなければならない。

2 学長特命は、前項に掲げるもののほか、学長から特に指示があった場合は、特定の理事室について、理事に代わって室長として業務を所掌する。

(任命)

第4条 学長特命は、学長が、本学の職員の中から任命する。

2 学長は、前項の任命を行ったときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期)

第5条 学長特命の任期は、2年以内とし、任務の必要に応じて定めるものとする。

2 前項の任期は更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該学長特命を任命した学長の任期の終期を超えることができない。

4 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、学長特命は辞任しなければならない。ただし、後任の学長が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

(解除)

第6条 学長は、前条に基づき定めた任期の途中においても、学長特命を免ずることができる。

2 学長は、前項に基づき学長特命を免じたときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学長特命に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。